溶接ヒューム健診(特化測第39条~第42条)

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後6月以内ごとに1回、定期に、既定の事項について健康診断を実施する。(1次健診)

1次健診

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査(別表4)
- ④ せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査(別表4)
- ⑤ 握力の測定

別表4

- 1. せき 2. たん 3. 仮面様顔貌※1 4. 膏顔※2 5. 流涎※3 6. 発汗異常
- 7. 手指の振戦※4 8. 書字拙劣※5 9. 歩行障害 10. 不随意性運動障害※6
- 11. 発語異常等のパーキンソン症候群様症状
- ※1 仮面様顔貌・・・まばたきが少なくなり、顔の表情が乏しくなること
- ※2 膏顔・・・顔面の皮膚が脂ぎった状態
- ※3 流涎・・・よだれを流すこと。唾液過多ともいう
- ※4 手指の振戦・・・手足や顔、声などのふるえ
- ※5 書字拙劣・・・書いた字が下手で幼稚なこと
- ※6 不随意性運動障害・・・自分の意志とは関係なく、体が勝手に動いてしまう現象

2次健診

- ① 作業条件の調査
- ② 呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等
- ③ パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査
- ④ 医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定
- ※ 金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施 (じん肺法第7~9条の2)が必要ですのでご注意ください。